

埼玉県県庁舎再整備懇話会設置要綱

(目的)

第1条 県庁舎の再整備に関して、学識経験者及び県行政に関わりのある団体の者等から幅広く意見を聴取するため、埼玉県県庁舎再整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項について、意見及び提言を行う。

- (1) 県庁舎再整備に関すること
- (2) 県庁舎の位置に関すること
- (3) その他、県庁舎再整備に関して必要と認められること

(委員)

第3条 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が就任依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県行政に関わりのある団体の者
- (3) 県議会議員

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長の指名による。
- 3 会長は、懇話会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて、総務部を所管する埼玉県副知事が招集する。

- 2 第3条第1項第2号に該当する委員は、自身の所属から他の者を代理出席させることができる。
- 3 懇話会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 懇話会は、原則公開とする。ただし、懇話会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部管財課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。